

令和 7 年 6 月
千早赤阪村議会村づくり常任委員会
会議録

開会 令和 7 年 6 月 2 0 日

閉会 令和 7 年 6 月 2 0 日

千早赤阪村議会

令和7年6月村づくり常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和7年6月20日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	南 本 齋
副 委 員 長	井 上 浩 一	委 員	畑 智恵美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	中 野 智 子		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	教育委員会事務局理事	森 田 洋 文
教 育 長	大 門 和 喜	総務政策課長	菊 井 秀 行
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	秘書財政課長	北 浦 信 行
総 務 部 長	池 西 昌 夫	農林環境課長	仲 野 隆 之
産業建設部長	下休場 健 司		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付託案件

1. 議案第36号 千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について
2. 議案第40号 工事請負契約の変更締結について
3. 議案第41号 動産の取得について
4. 議案第42号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について

午前10時00分 開会

○尾崎委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、村づくり常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は条例2件、その他2件の計4件となっています。ご審査のほどよろしく申し上げます。

なお、付託された案件の議案説明は本会議において受けていますので、省略いたします。

審査は1議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

それでは、議案第36号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第36号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について説明いたします。

この条例制定は、村費で教職員を任用するに当たり、府費負担教職員と同等の勤務条件を確保するため、必要な事項を定めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条は、条例の趣旨です。この条例は、千早赤阪村教育委員会が一般職の任期付職員として採用する教育職員について、地方公務員法の規定に基づき、学校教育の充実と向上を図るため、村費負担教育職員の給与等に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、給与の特例です。一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、給料並びに記載の手当を支給します。第2項では給料月額について、第3項では職務の級について規定しております。教諭の場合、職務の級は3級となり、給料月額は28万円となります。

第3条は、教職調整額です。給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給します。

次のページをお願いいたします。

第4条は、教員特殊業務手当です。非常災害時の業務や修学旅行など、負担の大きい業務に従事した場合において、別表第3に掲げる業務の区分に応じ、教員特殊業務手当を支給します。

第5条は、義務教育等教員特別手当です。8,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額を支給します。

次のページをお願いします。

第6条は、宿日直手当の特例です。宿日直手当は6,700円とします。

第7条は、給与条例の適用除外です。給与条例第20条、時間外勤務手当及び第21条、休日勤務手当の規定は適用しません。

第8条は、時間外勤務の特例です。時間外勤務を命じることができる場合は、第1号、校外学習その他児童または生徒の実習に関する業務や第2号、修学旅行その他学校の行事に関する業務などに従事する場合であって、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとします。

第9条は、教育委員会規則への委任です。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明とします。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 すいません、幾つかお尋ねします。

まず1点ですが、府費で任期付教職員を雇うということは、前回の説明だったんですが、府からの教員数が児童数に対して何か決まってて、それが人数的に足りなくなるために補うためというようなふう聞いたかと記憶してるんですが、もし間違いがあったら訂正をお願いします。府からの決められる府費で雇うことのできる教員数っていうのはどのように決められているのかということ、それから2点目として、任期付ということですが、任期はどれだけの長さなのか、どういう期間なのかということ。そして、この募集に当たってどのようにその人材を募るのかというのが3点目です。取りあえずじゃあその3点についてお願いいたします。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 まず、府費の教職員の定めでございますけれども、これにつきましては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、通称義務標準法と申しますが、各学校のクラス等で定めがございます。それに基づいて大阪府のほうで割当てをされるものでございます。あと、各種加配職員、加配の教職員等々、それぞれの取組によって教職員が割り振られるという制度となっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今の点についてなんですけれども、決め方は分かったんですが、それで村の場合だったら何人になって、例えば村として村費の教員を何人雇わなければいけないということになったのかという、その数字についてお尋ねします。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 現在、小学校ですけれども、赤阪小学校におきましてこの標準法に定める複式学級が発生しております。本来、1クラス1名の教員が配属されるわけなんですけれども、そこが複式の制度となっておりますので、1名少ない状態になってございます。令和7年の第1回の定例会におきまして、まずは定数条例、議会のほうで増員で可決いただきまして、今回その詳細等々、処遇のほうで条例制定するということで予定をしております。

以上でございます。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ご質問の任期についてお答えさせていただきます。

一般的に任期付職員の任期につきましては、基本は3年で、そこから5年まで延長できるというのが原則であります、状況によっては短縮される場合もありますので、その辺は教職員の状況に応じて決めていくものと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

中野委員。

○中野委員 すいません、難しい話過ぎるのか分かりませんが、簡単に言えば、先ほどの話は複式学級になったので大阪府からの先生の数が減ると。それで、今までと同じような状況下で教育を充実させたいので、元の人数分だけの学校の先生を雇っておきたいという認識でよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 ただいま発言いただいたご質問の内容のとおり、赤阪小学校において1名職員が不足しておるということで、今回お願いするものでございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 村費の教員ということは、1名募集されるというふうに理解いたしましたが、

どのように人材を募ることにされているのか教えてください。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 基本的には、まず先生を探すというところから始まるんですけども、大阪府に講師登録されている方のリストがございまして、そちらから教職員を探して選んでいくというところがございますけれども、毎年加配の教員につきましては同じ制度でございまして、各市町村の教育委員会が先生の採用に向けて選んでいくということですが、非常に先生方の登録数も少なく、毎年大阪府から財政的な措置はいただいてもなかなかその分の先生が確保できないという状況もございまして、いい先生っていうか、いわゆるうちの希望する先生が見つかるかどうかというのはこれからでございますけれども、本条例が可決いただきましたらできるだけ2学期から採用できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

中野委員。

○中野委員 採用するに当たって、例えば私学振興課っていう大阪の私学に関しましては、能開さんであったり塾と連携して、いろんな形で先生方の確保っていうのに四苦八苦されております。もう今、私たちも中学校とか高校とか、一貫教育の中では、副業であってからでもいいので来てくれっていうぐらい人数が足りないとお聞きしております。その中で、交通機関も限られておりますし、パートの人数もなかなか多いっていうふうに聞いておりますので、公募を一般的にするだけではなく、そういった来てもらうためのいろんな具体策っていうのを考えたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 今、中野委員ご発言のとおり、なかなかこれは見つけるのに苦労しているところです。公募等の方法をやっておられるところもございますが、各市町村の教育委員会あるいは大阪府、府立学校のほうもございまして、教育委員会と連携しながら、できる限りこれも空きがないというような状態を取れるネットワーク、これを構築しております。また、あるいは他府県の教育委員会にも出かけて、そこは連携しながら努力しておるというところがございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 確認なんですけども、現状で既に複式学級が発生しているということでしょう。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 国の法律基準といたしまして、赤阪小学校の3年生、4年生で複式学級に該当しております。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 すいません、基準上の問題なのか、それとも現状既に1つの学級で先生が3年生、4年生と一緒に教えておられるのか、その点をお願いします。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 制度上は複式の人数となっておりますが、3年生、4年生それぞれの授業を行っております。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、現状ではその複式学級というのは発生していないと、ややこしいですね。基準上は発生しているけれども、実際問題としては6クラスで授業が行われているということですね。ということは、現状では先生がある意味足りているという状況なのかなとも思うんですけど、そのあたりどういうふうになってるのでしょうか。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 教職員の定数につきましては、例えば6学級あったら6人というわけではございません。それぞれ教頭もおりますし、それから例えば村でカリキュラムを開発していくということになれば、研修部長等を任命しないといけない、中学校でいうと生徒指導主事をつけないといけないとか、いわゆる担任以外に先生がいてるわけなんですよね。そのうちの1名を担任としてあてがってるというご理解でお願いしたいと思います。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、本来担任として配属というか、されている方ではない方を担任として現状ではいただいていると。先ほど2学期からというのをとおっしゃっておられましたけど、その場合は今担任しておられる方と交代して、もし採用できたらですけど、新しい方がそこを担任されるってことになるのでしょうか。それとも、現状で別の担当しておられるところ、そこに配属というような形になると理解してよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 必ずしも同じ人がそのままというわけではございませんが、通常途中で担任が変わるというようなことは子どもたちにとって非常に大きな影響があるということですので、新たに村単費で配置された教員につきましては別の部署になる可能性もあるし、もちろん担任にもなるという可能性も両方あるということでございます。これは産休を取られるであつたりとか、年度途中から教員がいなくなるんだけど1人もらえるというような枠の問題ですので、その枠の名目の人がこの人やという固定した考え方ではなくて、学校に何人配置されていると、その中で学校長が編成していくというご理解でお願いしたいと思います。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 先生が足りないと、定数というか配属数が1人減ることが分かったのは大体いつぐらいですかね。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 私は4月からですので、その辺の細かいところは分かりませんが、この学級編制に関しては学級数の調査というものを村の教育委員会のほうでやります。その結果、教員の配置数が分かってくるということがありますが、年度途中に急な転居であつたりだとかということがあれば、これはその時点で分かるということになります。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありますか。

中野委員。

○中野委員 これから子どもさんの数が少なくなってきた、複式の中でも1年生、2年生、3年生、4年生と各学年で少なくなったとして、先生たちの人数っていうのはこの人数は確保しなさいというのが決まってると思うんです。

私はたまたま高校をやったので、もうとにかく先生の人件費っていうのを自分のところで賄おうと思ったら、今度どんどんどん人件費ほど高くつくものはないっていうぐらい出ていくような金額が大きくなっていきます。これは1人や2人だったらいいと思いますが、その際に子どもたちの数を含めて学校の在り方を、別に統合するっていうことを言っているわけではなく、人数を減らさないようにすることも必要ですし、ある意味統合をすることではなく、学校の規模を考えないといけないと思うので、その辺はいろいろと給料だけを払って単発で雇うとかじゃなく、将来設計を考えないと村から出て

いくお金っていうのは大変になると思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 一般質問のときにもこのことに関連することはお尋ねいただいたところで。中野委員おっしゃるように、減っていくということは考えていかないといけないということは我々も重々承知しております。

これは小学校だけの問題じゃなくて、中学もどんどん減っていきますよね。統合しても減っていきますよねというようなことで、今現状の子ども自身が非常に少人数の中でやっておるという現状であります。だから、ここについては逆に少人数の強みを生かした教育の中身、ここをまずは検討して行って、いわゆる目指す人物像、どのような人材育成をするのかというような村の魅力を出して行って、その先にある統廃合の問題についても、これは十分しっかり丁寧に検討していくということになるのかなと思います。丁寧な検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑は。

畑委員。

○畑委員 条例案の第8条なんですけれども、勤務時間外の特例っていうのがあって、こういうふうに命じることができる場合として書いてあるんですが、この場合というのはこれまでに宿直手当とか特別な手当とかという記載があったんですが、この場合も手当というのは出るのでしょうか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 時間外勤務手当については、基本的に教育職員の場合支給しないとなっているんですけれども、この第8条に該当する場合については時間外勤務手当として支給するというような形になります。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

北浦課長。

○北浦秘書財政課長 失礼しました。これはあくまで時間外勤務を命じることができる場合の規定ですので、勤務を命じることができるのはこの場合であるという規定です。すいません、時間外勤務手当については支給しないという規定になります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、そこが気になってたんですね。教職員がどんなに残業しても、

一定の給与の４％ですか、４％を残業見合い分というふうにされているのでしょうか。それで、全然足りないというような、要するに教員にとっての過重な負担になっているという議論もあるかと思うんですけれども、こういう場合も今おっしゃったように特別の手当は出ないと、４％分に含まれるというふうに解釈されるということでしょうか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 校外学習等、そういった負担の大きい業務については教員特殊業務手当のほうで措置されとの規定になっておりますので、そちらの対応があるというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 教員特別手当、これが休日のというのはあったかと思うんですが、特殊業務手当というのは休日の場合に出るというように書いてあるふうに読み取れたんですが、これも時間外でもこういう校外学習とかも入るというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 これは大阪府に準じてるという認識で間違いないかなというふうには思いますので、それに準じて回答いたしたいと思います。

いわゆる通常宿泊とかをした場合は出ておりますので、手当はあるというふうになっております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 例えば、校外学習が普通の授業日で、遠足とか、いわゆる勤務時間外までになった場合であれば、逆に言えば今のお話でいくと手当は出ないと。

○大門教育長 そうです。

○畑委員 ということですね。分かりました。

ただ、その辺については本当は検討していただきたいなというふうには思います。教員の方の負担が大き過ぎるのではないのかなというのは感じるところです。ありがとうございました。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

中野委員。

○中野委員 すいません、先ほど教育長様がおっしゃられた、この予算案とは若干ずれるんですが、少人数で教育をすると、よりよい教育っていうのもよく分かるんです。私も親ですから、子どもに対して思いというのはどのお母さん方もおばあちゃんたちも一緒だと

思います。ただ、教育の結果っていうのはなかなか目に見えて性格がいいとか、何かそういう形で見えるのかどうか分かりませんが、単純に言うところの学校の合格したとか、スポーツ大会で優勝したとか、そういった何かの結果を残すことがこの村に先生なり生徒なり、来たいという意識になる、そういうふうにするんですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 ご質問ありがとうございます。

教育の成果というのは非常に難しいところがありますが、例えば学校経営計画、村のほうでは学校計画かな。大阪府のほうでは学校経営計画というような形で、そこに数値目標のほうを示して、それに伴う予算をいただきながら、そして結果についてはある程度立てた目標に対してどれだけ向上したかというようなことを数値として公表しているということです。

村のほうでは、大阪に準じて学校経営計画等に準ずるものを校長に作成させて、そしてその目標に向かって成果を出しているというところですね。おっしゃるように、進学実績であったりとかという部分はございますが、進路というものはそれぞれの子どもの適性に応じて自分が学びたいところ、就きたい職業であるとか、そういうところの学習を大事にしているところであり、目安として非常に、行っていただいたら分かりやすい分はございますが、そのようなことで公教育はやっているということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○尾崎委員長 すいません、暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

○尾崎委員長 それでは、再開します。

ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。先ほどの第8条の時間外勤務の特例のときに、第4条の手当と絡めてお答えいただいて、普通の平日の遠足で何時間かオーバーしたとしても時間外手当は出ませんよというお答えだったと思うんです。それに対して、4ページの別表3のところに第1条第1項に掲げる業務とありますので、これは災害時、緊急事態のみに対応すると理解できるんですが、そこに週休日以外の日において正規の時間に、例えば普通の日に3時間以上とか6時間以上とか7時間以上あった場合ってありますが、遠足とか

はここには含まれないので、お答えいただいたのはそういう手当が出ませんよというような意味であったということで、もしそこで急病人、遠足のときに子どもが急病でそれに付添いをして、例えばそこで3時間以上、4時間、5時間、時間を取った場合には手当が出ますというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ただいまのご質問、第4条の教員特殊業務手当についてでございますが、別表第3に記載にしています第4条第1項第1号に掲げる業務ということで、第4条では学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるものというところになっております。そこには児童または生徒の負傷、疾病に伴う緊急の業務ということがございますので、こちらに該当する場合であれば教員特殊業務手当が支給されるというふうに理解しております。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

それでは次、議案第40号工事請負契約の変更締結についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第40号工事請負契約の変更締結についてご説明いたします。

本議案につきましては、金剛山ロープウェイ施設の撤去に係る工事請負契約の変更締結

でございます。

契約の目的は、金剛山ロープウェイ施設撤去工事。

契約の方法は、事後審査型条件付一般競争入札による契約でございます。

契約の金額の変更前は、３億５，０２８万４，０００円から１億８，１７４万９００円を増額し、変更後５億３，２０２万４，９００円で、令和７年６月６日付で仮契約を締結いたしております。

契約の相手方は、住所、大阪府大阪市淀川区宮原４丁目１番４５号新大阪八千代ビル５階Ｊ号室、株式会社前田産業大阪支店長、川畑一彦様でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

井上委員。

○井上委員 すいませぬ、この撤去工事につきましては、昨年１２月に鉛、またクロム等が有害物質として出てきたということで、その工事を契約する方向だと説明を受けたんですけど、もう約半年たちますんで、もう一度その工事に当たって流れの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 工事の流れといたしまして、撤去工事自体に始まるので、まず実施設計というのを令和５年度にさせていただきました、その後、撤去工事の起工伺いを令和６年６月２０日に上げさせていただきました、それで令和６年７月３日に公告、それで同年７月２５日に入札の開札、その後、落札業者が７月２９日に決定し、同年８月５日に仮契約、そして同年８月９日に議会の議決ということでいただきまして、その後、工事着手前に有害物質の検査をいたしたところ、９月１８日の検査結果から１１月６日の検査結果内において鉄塔及びロープウェイの機械設備、発着場機材から鉛、クロム、ＰＣＢの有害物質が検出されたということになっておりまして、先ほどお話に出てました令和６年１２月２６日に議員協議会のほうで有害物質が出てきたことをご報告させていただきました、そこで金額の増額になる旨も報告させていただきました。

その後、施工業者、管理業者などと内容を協議させていただきました、処分方法の検討なり、それに伴う方法の変更等の協議を行わさせていただきました、今回、変更契約という形にさせていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。大体の流れは分かったんですけど、令和5年度に実施設計をされたんですけど、そのときに有害物質は見込まれなかったというお返事をいただいていたんですけど、その時点でこういうご時世でいろいろな有害物質のような問題も出てますんで、予想はできなかったんでしょうかね。その点、お答えをお願いします。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 事前の検査といたしまして、駅舎の内装台等につきましては可能性があるということで調査分析を行わせていただきまして、そこではアスベスト等の有害物質が判明しましたので、撤去工事費の設計のほうに組み込ませていただきましたが、今回のPCB、鉛、クロム等はそこまで想定していなかったということになっております。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。いずれにせよ、大事な作業になると思いますんで、実施設計が完了しましたら撤去工事に入るまでの間の流れもまた改めて説明をお願いしたいと思います。また、廃止決定後、かなりもう長い年月がたっておりますので、速やかに進めていただいて、にぎわいづくりのほうに移行していただきたいと思います。

以上でございます。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 この議案第40号のことで、そもそも上程されるまでの流れというのは、まず議会運営委員会でご説明をいただき、その後、本会議のほうに上げていただくんですけど、そこで今回もこの委員会のほうに出しておられるんですけど、私は議会議員が初めてなんで分からないことがたくさんあるんですけど、この流れに関して私個人的にはこの委員会に今も来られてますけども、傍聴の方がおられます。先ほどからもいろんなことでやり取りをされてますけども、私は自分が意味が分からないことは、我々は給料をもらってますから、議案をもらってからもう半月以上は当然たってるわけですから、いろんなことで私は個人的にこの担当のことで、議案第40号のことでこの入札の件で分からないことがあったので、事前に担当課のほうにお話もさせていただきました。理解をしました。

ただ、今先ほど課長が答弁された中で、一部は分かってたが、この分に対しては分かってないような答弁をされてましたけども、私が間違ってたらごめんなさい。議員協議会でそのようなお話をされてなかったように思います。このBCYの設計会社のときに、古い建物なので塗装に鉛が含まれてる可能性があるのは分かってましたというのをおっしゃってましたよね。話をぶり返すのは私は嫌なんですけども、当初私は質問したかったのは、今後このような入札の決まった決定価格の半分以上の追加工事って普通では考えられない

んで、これは避けれたのか、避けれなかったのかということのご質問を本来はしたかったんです。

ところが、今の答弁だと始めにおっしゃって議員協議会の話と若干違うような気がするので、もうぶり返すわけじゃないですけども、私がそのときに聞いたのは、はっきりと分かっていたが時間がなかったので調査はしませんでしたというふうなことを私は言っておられたような気がするんですけど、私の間違いでしょうか。答弁お願いします。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 その議員協議会のほうでは確かに時間がないということとさせていただきます。それと、分かってなかったかっていうことの中では、実際は一部想定したとこと想定していなかったところという解釈で、もう想定して出てくるであろうというところは実際させていただいて、時間的なところもあったんですが、出るか出ないかっていう、分からない、想定されなかったところは今回、設計を組む段階で分析をしていなかったという結果になっております。

それで、実際その部分につきましては、工事が始まる着手前には施工業者のほうで義務責任ということで解体業者も検査を行うという形になっておりましたので、今回、検査を行ったという流れになっております。

以上です。

○尾崎委員長 すいません、暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○尾崎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

仲野課長。

○仲野農林環境課長 先ほどのご質問のほうの説明をさせていただきます。

内容につきましては、古い建物、鉄塔でございますので、鉛等の有害物質が含まれている可能性は認識しておりました。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。そうしましたら、話を戻しますけども、今回この議案第40号で上程されてますけども、これは金額は別としまして、今までの流れからいいまして、今後このような見積りを避けることができるのか、どうしてもこれは避けられないことなのか、そこをお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○尾崎委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長 今もありましたように、ある程度そういう可能性があれば、今後につきましては事前に調査をするか、もしくはその発注方法につきまして十分議論をしまして進めたいと思いますので、こういう大きな事案にならないように心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。こういう大きいことは全て村長決裁を取って、役場全体で検討していい方向に進めていくように今後よろしく願いいたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 この入札業者を選定された理由についてお尋ねします。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この入札の方法なんですけれども、事後審査型条件付一般競争入札ということになっておりますので、ある程度の条件付をつけながら一般公募をさせてもらってます。その中で、2件の業者が参加されて、結果的には前田産業が落とされたということになっております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、その選定の理由というのは金銭的なことだけなんでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、金銭的なことでいきますと、最初の村側の設計金額っていうのがありまして、それは提示させてもらっております。そのほか、詳細な条件付の内容は今資料がなく、説明はできないんですけれども、金額につきましては村が設計したものを上限として入札を執行しております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 質問したことのお答えをいただいてないように思うんですが、その選定された理由をお伺いしたいというふうに言っているんですけれども。この前田産業さんを選定された理由をお伺いしたいというふうにお尋ねしてるんですけれども、お願いいたします。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 すいません、その選定理由としては、先ほど説明したように2者参

加されて、その２者の金額を比べて安いほうを選んでおります。

以上です。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 今、２者とおっしゃいまして、３億５，０００万円という金額で落札されて、ここに決まりました。その後、追加工事が約１億８，０００万円ぐらい上がったと、この上がった分が向こうの言いなりなのか、言い値って言ったら変ですけど、その上がった根拠って、これが安いのか、当たり前の金額なのか、もしかしたらクロムとかが含まれた処理を考えれば、もう一者のほうが安かったのではないかと、そういったことは想定されないのでしょうか。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 金額の増額分に関しましては、一応村のほうでももちろん業者のほうの見積り等も参考に工法のほうを検討させていただいたり、それと設計をするに当たっては村のほうも金額をこちらのほうで算出、計算もさせていただきながら、金額のほうは決めさせていただいたという経緯になっております。

それと、もう一者のほうがというそのご質問のところでは、今回もこの契約している業者から来ているそちらと村のほうが協議させていただいて、この金額に決定させていただいたということになっております。

以上です。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 言ってることを私が分かりやすく言いますと、一応この前田産業さんが３億５，０００万円で落とされて、その後の追加工事が１億７，０００万円、これが妥当なのかどうかっていうのを村は村で専門で調べられたということによろしいですか。

○尾崎委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 村のほうでも今回の変更契約に関しては設計をさせていただいて、この金額にさせていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第41号動産の取得についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田教育委員会事務局理事。

○森田教育委員会事務局理事 議案第41号動産の取得についてでございます。

今回の動産の取得につきましては、文部科学省が推進するGIGAスクール構想で示されております児童・生徒1人1台端末の更新を行うため、学習者用コンピューターを購入するものでございます。

1、取得する動産につきましては、村立小・中学校の児童・生徒が利用する学習者用コンピューター261台でございます。

2、契約の方法ですが、今回の端末整備につきましては、文部科学省が示す調達ガイドラインに沿って大阪府が設置している大阪府立公立学校情報機器共同調達協議会に本村も参加し、スケールメリットを生かした調達を実施しております。このたび、同協議会において一般競争入札による落札者が決定したことを受け、本村において当該落札者と随意契約を行うものでございます。

次に、3の取得金額につきましては、1,337万8,860円でございます。

次の4の取得の相手方につきましては、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、令和7年度大阪府GIGAスクール(Windows OS)共同企業体、代表取締役社長、川副和宏でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 今のご説明だと、この取引の相手に関しては大阪府の教育関連の共同調達による仕組みで入札された事業者随意契約をしたというふうに理解させていただきました。

この事業者に対して、この取得金額には実は不具合とか、何かあったときの補償とか、それはどのような形でついているんでしょうか、お願いします。

○尾崎委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 基本的にコンピューター等、端末を調達する場合、約1割程度は初期不良というところがございます。その分はもちろん無償で交換ということになります。今後、子どもたちが使っていくまして、いろいろ故障とかが発生した場合に備えて予備機を調達しておりますので、そちらで対応できるようにということで、今回の台数設定といたしております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 問題、不具合が起きた場合は初期の不良の場合は無料で交換が可能だと、それ以外で起こった場合には、特にここでは補償とかというものを付けているわけではなくて、予備で買っているもので交換しますというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 もう一つは、このタブレット端末が教育にどのように用いられるかという点で一つお尋ねしたいと思うんです。

ということかと言うと、ICT教育、GIGAスクール構想というのは文科省が令和2年度から始めてきているもので、子どもたちがスマートフォンやタブレットを使っていることを調べられること、そういう能力をつけるっていうことは非常に重要だとは思いますが、ICT教育に偏り過ぎると学習能力が低下するという指摘、要するに脳の発達の問題が今、結構問題視されてる点もあると思うんです。だから、脳科学者が、もちろん適切に使うんじゃないく、使い過ぎた場合に脳の発達に支障を来しているということで、例えば北欧のスウェーデンとかフィンランドでもICTのデジタル教科書もやめて紙にするとか、いろんなところでそういう流れが出てきているんですけども、本村においてどのような使われ方をされるのかということですね。

だから、一番大事なのはもうスマートフォンを通せば先生が楽に子どもたち一人一人と関われるということ以上に、直接のコミュニケーションが子どもたちの発達にはすごく大事だと思うんですね。だから、そのツールとして使われるのはいいんですが、そこに頼り過ぎると子どもたちにはマイナス、逆に子どもたちは何でもそこから出てくるから面白くてのめり込む可能性もある。だから、その辺にどうセーブをかけていくのか、あるいはいろいろSNS等の問題が起きてくることに対する対策ももちろんされていると思いますが、その辺も含めてお尋ねいたします。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 ご質問ありがとうございます。

本件につきましては、これは更新用というようなところでの今日の議題とさせていただいてるところです。

GIGAスクール構想につきましては、もう従前より進んでおりまして、実際に制度が、学習教材、例えば理科の実験であったらデータ入力して、今までグラフ化するのに相当な時間がかかっておったと、その分考察の部分で時間を取れたりであるとか、畑委員がおっしゃったように、授業改善の視点からいうたら、あくまでもツールとしての活用ですので、これを使ってどこに時間を配分していくのか、それからICT端末があればグローバル教育なんかなら海外と簡単につながることができるというようなことで、そういう体験もできるであるとか。学習指導要領でご存じのように、カリキュラム自体は決まっておりますので、その目標を達成するという意味においてICTも活用していくというのが国の構想になっております。

おっしゃるように、配分であるとか時間であるとか、これは国のほうでも議論はされてるところですので、国、府の検討会の動向も注視しながら、安全に使用できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。ぜひとも教員と子どもたちの生のコミュニケーションを重視した教育を進めていっていただきたいと思います。あくまでもコンピューターは道具でしかないというところでよろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 今は大学生も高校生ももう全てコンピューターを使って授業をやったりいろんなプログラムを作ったり、そういったことが必要となってくるのに対して、小・中学校で小さいときからなれ親しむっていうことは必須だと思っております。

ただ、先ほど言ったその中身なんですけど、ワードとかエクセルとかパワーポイントとか、そういったものを中心として多分授業はされていくと思うんですが、そういった機能はどの程度、そのパソコンの中に最初から入っているのだと思うんですけど、できればパワーポイントぐらいは小学生が使えるようにはしてほしいかなと思います。

○尾崎委員長 教育長。

○大門教育長 今ご質問いただいたご指摘のとおりだと思います。ワードとかエクセルっていうのは基本的な使い方、そこから入るというふうに思います。

一般的によく言われる主体的・対話的で深い学び、例えば一つのグループでいろんな意見を考えたときに、今までやったら発表に時間がかかったりすると。それを瞬時に共有して、今の意見に対してどうだということをパソコン上でやり取りできる。

それから、おっしゃるように、今、国のほうでは総合的な学習の時間の中で探求というものを非常に進めていかなあかと、予測できないいろんな課題に対してどうあるべきかを深めていく、あるいは自分の考え方等を一つの仕事にしていく、起業というようなところ、アントプレナーというようなところがございます。そういうようなところで、プレゼンテーション能力をつけていくっていうのは今後の生徒たちの力にとって必須であると私は認識しております。そこで、ICTであつたりとか英語っていうツールを使いながら、国際社会でも活躍できるような人材を育成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第42号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、令和7年6月4日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものでござい

す。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後となっております。

まず、右側をご覧ください。

別表１の投票管理者の１回につき１万２，７００円を１万４，５００円に、右側をお願いします。期日前投票管理者１回につき１万１，２００円を１万２，８００円に、次、選挙長、開票管理者１回につき１万７００円を１万２，２００円に、投票立会人の１回につき１万８００円を１万２，４００円に、期日前投票立会人の１回につき９，６００円を１万９００円に、選挙立会人、開票立会人１回につき８，９００円を１万１００円に改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 １回につきというのは、１日なのか、例えば午前、午後で何時間とか、そういう１回の規定というのは、中身はあるんでしょうか。それがあれば教えていただきたいと思います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 おっしゃるように、今回のこの１回につきていうのは村の運用で１日１回と考えております。期日前投票のその１人に対して１回、それぞれの該当する項目についてお支払いしております。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

南本委員。

○南本委員 この議案第４２号に関して、担当の菊井課長のほうにいろいろとご説明いただき、ありがとうございました。

それで思ったんですけど、まず約２０名ぐらいの方がおられて、今回参議院もありますが、もう非常に半月ぐらいの期間があるのかな、きっちと日数は抑えてませんけども。それでいくと約８時半から２０時まででしたっけ、そしたら１１時間半ぐらい。今、お尋ねしますと、期日前なんかでしたら１名の方が通しですとやっておられるということなんですけど、いろいろとお話を聞くと、１日しんどいと、もう半日にしてくれへんかとか。逆

に半日にすると回数が増える、お聞きすると大体一人頭3回ぐらい来てもらうのかな。それが6回になる。そんなん大変やから、時間かかっても構わないからっていう方もおられたりとか、いろいろおられるんですけど、その日にもおっしゃってましたけど、どうか選挙管理委員の方々の皆さんのご意見を聞いて、よそはどうか知りませんが、村としては村民の皆さんがこれからずっと選挙管理委員会のお世話にならないといけないんで、そこを一つきちっと把握していただいて、いい方向に行っていただくように私のほうから、これは要望になりますけども、よろしく願いしたいのと、それと質問なんですけど、今回選挙以外のほかの委員さん、たくさんお願いしている方がおられますが、その委員さんの報酬の見直しが行われるのか行われぬのか、それだけ1点だけお尋ねします。よろしく願いいたします。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 今回の条例改正につきましては、説明にもありましたように、選挙執行経費の基準の法改正によるものでございます。ほかの委員報酬につきましても基準となるものがありまして、そちらのほうの改正があればその都度改正していくものというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年6月村づくり常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

村づくり常任委員会

委員長 尾崎 充宏